

港区印鑑条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、港区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成二十九年港区条例第二十四号。次条第二項において「情報通信技術利用条例」という。)第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証の提示を要しないものとする。</p> <p>(印鑑登録証明の制限)</p> <p>第十九条 区長は、前条第一項の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>2 区長は、情報通信技術利用条例第三条第一項の規定による電子情報処理組織を使用した印鑑登録証明書の交付の申請があつたときは、当該申請をした印鑑登録者の住所への郵送によつてのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。</p>	<p>(前略)</p> <p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>(印鑑登録証明の制限)</p> <p>第十九条 区長は、前条の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。</p>

(後略)

付則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

(後略)